

## 関東支部「審査付き研究報告」について

### <主旨>

支部会員の研究活動の奨励と活性化を推進するために、関東支部の研究報告会へ応募した研究報告のうち、投稿者が審査を希望するものについて審査し、優れた研究報告について「審査付き研究報告」であることを明記して、毎年度「審査付き研究報告」集に掲載する。

### 1. 審査の対象

- ・ 関東支部研究発表会に応募した研究報告のうち審査を希望するもの。
- ・ 研究報告原稿提出時に申込用紙に「審査付き研究報告：審査希望」と明記する。
- ・ 原稿のページ数は4ページとする。
- ・ 1題につき5,000円を発表登録費と一緒に納める。
- ・ 応募・執筆要領は「関東支部研究報告会の応募規程」ならびに「同研究報告原稿の執筆要領」に準拠する。
- ・ 原則として、1編1論文とする。

### 2. 評価カテゴリーの申告

- ・ 研究報告原稿提出時に申込用紙に必ず明記する
  - ・ 次の4つのカテゴリーから一つ以上必ず申告する
- a) 「独創性」：導入した概念や方法、発見した事実や法則のいずれかが新規であること。既知の方法の改良、他分野の知見の応用などを含む。
  - b) 「萌芽性」：研究着手段階ではあるが、新規な発想、着想に基づく研究で今後の発展の可能性が大きいものであること。
  - c) 「発展性」：従来定説を変えうる新事実の解明、あるいは新しい研究領域や、研究体系の開拓の契機となりうるものであること。
  - d) 「有用性」：技術の向上、あるいは学術的に価値のある有用な情報を提供ものであること。個々の技術の体系化を図り、技術相互の発展に資するであること。

### 3. 審査結果の通知

- ・ 査結果を受け、採用となり付帯意見があった場合、著者は2週間以内に審査委員の意見を反映させた軽微な加筆、訂正を行い事務局に提出する。

### 4. 受賞者の公表と表彰

- ・ 表彰は「日本建築学会関東支部審査付き研究報告賞」と称し、審査付き研究報告の中から優れた論文に賞状を贈呈する。
- ・ 受賞者の公表は、「建築雑誌」、「建築学会ホームページ」で行い、受賞者の氏名、所属、論文題目を公表する。